

認定長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

調布市長 あて

住 所

申告者 氏 名

電 話

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の適用を受けるため、調布市税賦課徴収  
条例附則第10条の3第2項の規定により、下記のとおり申告します。

記

納税義務者	個（法）人番号	—	—	—	(右詰め)
		—	—	—	(右詰め)
	フリガナ				
	氏名（名称）				
家屋所在地					
家屋番号		家屋の種類			
構造		床面積	㎡		
家屋の建築年月日					
家屋の登記年月日					
家屋を居住の用に供した年月日					
新築した年の翌年の1月31日まで に提出できなかった理由 (該当する場合のみ記入)					

添付書類

\*長期優良住宅の認定通知書またはその写し

# 長期優良住宅にかかる 固定資産税(家屋)の減額について

市内に長期優良住宅の認定を受けた住宅を建築された方は、固定資産税において優遇が受けられます。

対象となる住宅は・・・

次に掲げる要件を全て満たす住宅です。

- (1) 建築指導課において、**長期優良住宅の認定**を受け、市内に建築された住宅であること。
- (2) **平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間**に新築された住宅であること。
- (3) 住宅の**床面積**が下記のいずれかに該当すること。

種類	使用状況	面積
一戸建て住宅	独立的に区画された居住部分の床面積	50㎡以上280㎡以下
住宅に店舗などが含まれている併用住宅	居住部分の床面積 (居住部分の床面積が、全体の <b>1/2以上</b> であること)	50㎡以上280㎡以下
アパートなどの共同住宅	独立的に区画された居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の面積をあん分し、加えた床面積	自己住宅部分 50㎡以上280㎡以下 貸家部分(1戸当り) 40㎡以上280㎡以下
マンションなどの区分所有の住宅	専有部分のうち居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の床面積をあん分し、加えた床面積(専有部分のうち居住部分が、その専有部分の <b>1/2以上</b> であること)	自己住宅部分 50㎡以上280㎡以下 貸家部分(1戸当り) 40㎡以上280㎡以下

減額される期間・税額は・・・

次の期間、当該住宅の**1戸あたり120㎡の床面積相当分まで**、固定資産税額の**1/2**が減額されます。

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| ア 一般の住宅(イ以外の住宅)  | 新たに課税される年度から <b>5年度分</b> |
| イ 3階建以上の中高層耐火住宅等 | 新たに課税される年度から <b>7年度分</b> |

減額を受けるための手続き

「**長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書**」に必要事項を記載のうえ、建築指導課が発行する**長期優良住宅の認定通知書**またはその写しを添付し、**新築された年の翌年の1月31日まで**(1月1日新築の場合はその年の**1月31日まで**)に、資産税課(市役所3階)に申告してください。

【問い合わせ先】

固定資産税の減額について → 調布市役所資産税課 電話042-481-7208・7209  
長期優良住宅の認定について → 調布市役所建築指導課 電話042-481-7517